

令和 5(2023) 年度渡良瀬遊水地イノシシ捕獲業務委託
仕様書

1 適用範囲

本書は、渡良瀬遊水地連携捕獲協議会（以下「甲」という。）が発注するイノシシ捕獲業務を受託するもの（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

2 目的

茨城県、栃木県、群馬県及び埼玉県との4県境にまたがる渡良瀬遊水地は、約 3,300ha の日本最大級の遊水地であるが、近年、イノシシの生息が確認されており、周辺市町への出没や農業被害が発生するなどの影響が出ている。このため、イノシシの個体数削減を目的として、わなによる捕獲を行う。

3 履行場所（別添 1）

栃木県（栃木市、小山市、野木町）

4 履行期間

契約の日から令和 6 年 3 月 20 日まで

5 業務内容

（1）打合せ

初回、中間、とりまとめの各段階において、1 回ずつ行う。

（2）業務準備

業務計画表を作成し、甲に提出する。

また、業務の遂行に必要な許可申請を行う。

（3）わなによる捕獲

別添 1 の範囲において、箱わな及びくくりわなによる捕獲を行う。箱わなは甲の用意する 10 基を使用し、乙は保管場所である小山市飯塚地内から運搬して設置し、設置期間終了後に甲の指示する場所に運搬する。くくりわなは乙の用意する 50 基を使用する。

箱わな及びくくりわなの設置前に下見を行う。下見は 2 名で行う。

箱わな及びくくりわなは、11 月中に設置し、2 月末までに撤去する。わなの稼働日数は 80 日とし、わな稼働中は毎日見回りを行う。

甲の用意する箱わな 10 基及び乙の用意するくくりわな 50 基に、甲の用意する捕獲通報装置（長距離無線式捕獲パトロールシステム）の子機を設置する。甲の用意する捕

獲通報装置の親機については甲が指示する場所に乙が設置する。甲の用意する捕獲通報装置の設置（親機・子機）及び運用にかかる経費は乙の負担とする。

箱わな及びくくりわなの設置や見回りは、2人1組で行う。わな稼働中の見回りは毎日行うこととするが、捕獲通報装置の作動のない箱わな及びくくりわなについては、見回りを省略可能とする。ただし、捕獲通報装置の作動のない箱わな又はくくりわなについても3日に一度は見回りを実施する。

箱わなで使用する誘引物は乙が用意する。乙の負担において、くくりわなに誘引物を使用することを可能とする。

止めさしを含め、装薬銃（散弾銃、ライフル銃）の使用は不可とするが、空気銃による止めさし及び麻醉銃による不動物は可能とする。ただし、安全確保の観点から、空気銃による止めさし及び麻醉銃による不動物の再委託は不可とし、麻醉銃によるシカやイノシシ、クマ類、カモシカ、サルのいずれかの不動物の実績があることを必須とする。捕獲個体は、甲が指定する清掃工場に搬入する。

イノシシ以外の獣（ニホンジカ、アライグマを除く）が捕獲された場合は、原則として放獣する。ニホンジカ及びアライグマについてはあらかじめ捕獲許可を得ておき、殺処分とする。

（4）安全管理

乙は、受注後速やかに、「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件、積算基準及び共通仕様書の制定について（平成31年4月16日付け30林国経第130号（最終改正：令和2年12月24日付け2林国経第112号）」に定める「別記様式1 有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）」に準じる安全管理規程を作成し、甲の確認を受けるものとする。

乙は、捕獲を行う地域の状況を十分に把握し、捕獲従事者の人身事故はもとより、第三者に危害を及ぼさないよう、関係機関への連絡周知を図るとともに、関係法令の遵守及び安全管理に万全の措置を講じるものとする。

（5）豚熱（CSF）防疫対策

乙は、別添2に従い、豚熱（CSF）防疫対策を講じるものとする。

（6）実績報告

乙は、業務終了時に、次に掲げる書類等を甲に提出するものとする。なお、各様式に記載する捕獲区画は、標準地域メッシュ2次メッシュを4分割したものとし、区画番号は栃木県の鳥獣保護区等位置図のとおりとする。

① 捕獲個体記録表

イノシシ：様式1-1、ニホンジカ：様式1-2、アライグマ：様式1-3

② わな設置カレンダー（様式2）

- ③ 作業日報（様式3）
- ④ 捕獲個体の尾（ニホンジカのみ）

1 個体ずつチャック付きの袋に保存し、捕獲個体記録表の個体番号との対応ができるよう整理する。冷蔵もしくは冷凍にて保管する。
- ⑤ 捕獲個体の写真
 - ア 個体番号と捕獲日を捕獲個体の右横腹にスプレー等で記入し、同じ内容を記載した表示板とともに撮影する。
 - イ 個体番号は、捕獲個体記録表の個体番号とする。
- ⑥ 上記のほか、甲が必要と認める書類

（7）報告書作成

本業務による捕獲結果をとりまとめるとともに、次年度以降の捕獲効率向上に向けた考察を行う。

報告書作成に当たっては、発注者と十分に協議するものとする。

6 成果品

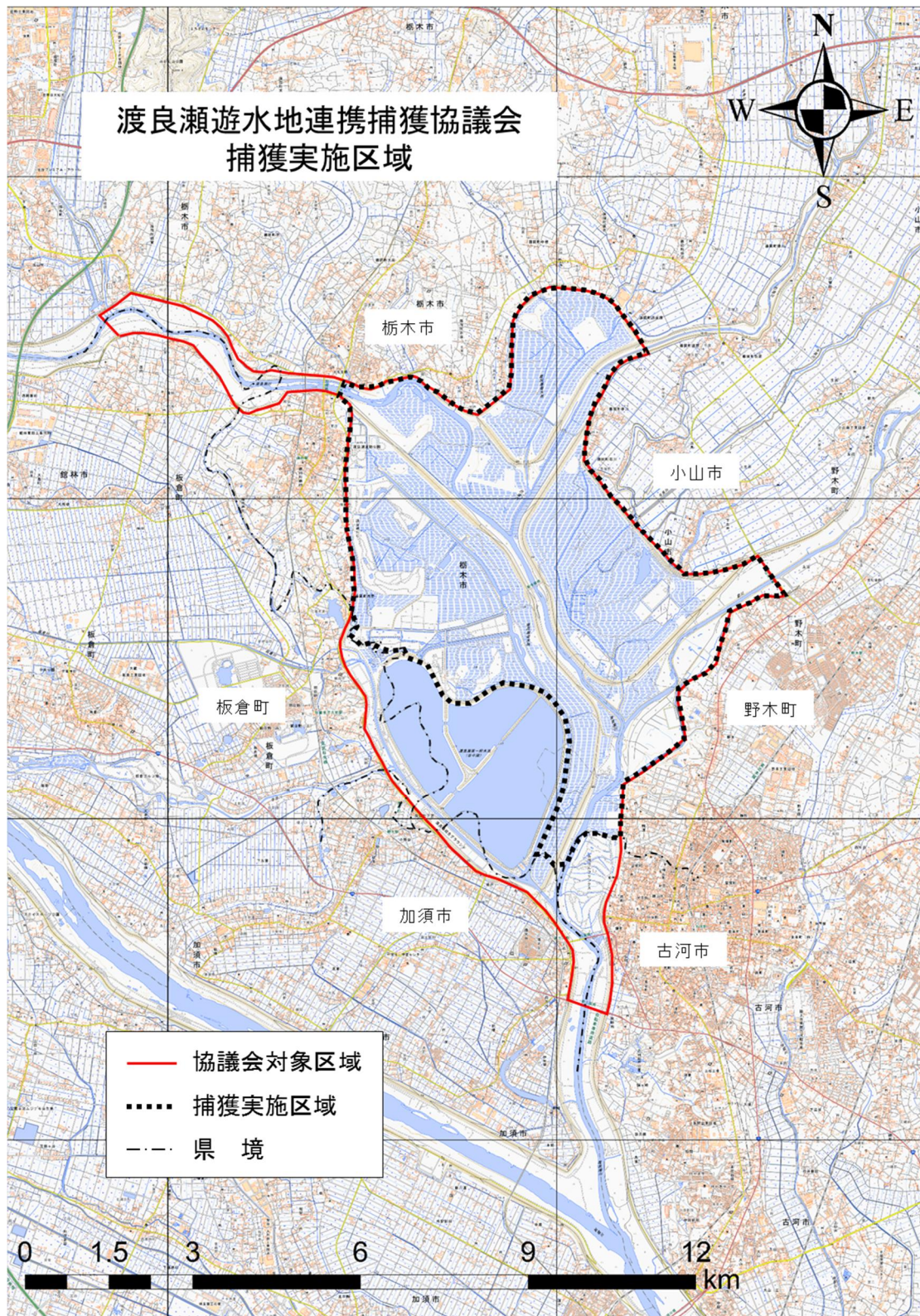
- (1) 調査報告書 4部（簡易製本）
- (2) 電子ファイル 4式（報告書オリジナルファイル、わなや捕獲位置シェープファイル、捕獲結果エクセルデータ等）

7 その他

現場状況等により調査の継続が困難と判断された場合は、甲乙協議の上、調査を中断することもあり得る。この場合、委託料は、出来高による精算とする。

その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(別添1)



(別添2)

捕獲従事者のみなさまへ

栃木県内で、野生イノシシへの豚熱(CSF)の感染が確認されました。入猟の際は、以下のとおり防疫措置を徹底してくださるようお願いいたします。

入猟時の防疫

- ① 捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等については、消毒等を行ってください。また、作業終了後に手指の消毒を実施してください。
- ② 捕獲を行った後は、当面の間、養豚場への立入りを控えてください。
- ③ 死亡イノシシを確認したときには、速やかに県又は市町の担当窓口へ通報してください。

捕獲したイノシシの処理

- ① 豚熱(CSF)感染確認区域^(※)で捕獲したイノシシ及びその肉、内臓、血液等については、原則として豚熱(CSF)感染確認区域外に持ち出さないでください。
- ② 豚熱(CSF)感染確認区域^(※)内において、イノシシの肉を自宅等に持ち帰る場合、捕獲現場または現場付近の解体施設でイノシシを解体した上で、イノシシ肉は容器またはビニール袋で密封した状態で持ち帰ってください。この場合、調理時の交差汚染を防ぐため、容器またはビニール袋は洗浄・消毒の上、廃棄するとともに、持ち帰った肉の残渣は、中心部まで加熱した上で廃棄してください。なお、生肉を冷凍保存した場合でも、ウイルスが残存していることから、上記同様に取り扱ってください。
- ③ 豚熱(CSF)感染確認区域内^(※)で捕獲したイノシシの肉の利用については、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わないでください。
- ④ 捕獲したイノシシを現場に埋設せずに搬出するときは、血液等が漏出しないようビニールで密封する、また、仮に血液等が漏出した場合は消毒する等の防疫措置をとってください。
- ⑤ なお、本県では、原子力災害特別措置法に基づきイノシシ肉が出荷制限となっており、自家消費についても自粛をお願いしています。

※ 豚熱(CSF)感染確認区域とは、野生イノシシ陽性確認地点から半径10km圏内の区域を指します。

※ 栃木県内の当該区域については、栃木県HP「豚熱(CSF)拡大防止のお願い」で御確認ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/choujyuu/csf.html>)

※ 国内の当該区域については、農林水産省HP (<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/#kokunai>) で確認できます。

捕獲個体記録表（イノシシ）

（様式1-1）

個体 番号	捕獲日	わな種別	わな番号	性別	幼・成	捕獲市町	捕獲区画	わな
								備考
1	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
2	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
3	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
4	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
5	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
6	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
7	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
8	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
9	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
10	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
11	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
12	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
13	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
14	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
15	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
16	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
17	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
18	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
19	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
20	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
21	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
22	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
23	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
24	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
25	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
26	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
27	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
28	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
29	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
30	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	

捕獲個体記録表（ニホンジカ）

（様式1-2）

個体 番号	捕獲日	わな種別	わな番号	性別	幼・成	捕獲市町	捕獲区画	わな
								備考
1	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
2	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
3	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
4	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
5	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
6	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
7	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
8	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
9	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
10	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
11	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
12	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
13	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
14	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
15	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
16	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
17	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
18	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
19	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
20	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
21	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
22	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
23	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
24	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
25	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
26	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
27	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
28	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
29	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
30	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	

捕獲個体記録表（アライグマ）

（様式1-3）

個体 番号	捕獲日	わな種別	わな番号	性別	幼・成	捕獲市町	捕獲区画	わな
								備考
1	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
2	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
3	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
4	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
5	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
6	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
7	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
8	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
9	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
10	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
11	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
12	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
13	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
14	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
15	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
16	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
17	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
18	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
19	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
20	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
21	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
22	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
23	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
24	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
25	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
26	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
27	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
28	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
29	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	
30	/	箱・く		雄・雌	幼・成		ア	

わな設置カレンダー

(様式2)

わな種別	設置区画	設置市町	開始日	終了日	わな台数
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	
箱・く	ア		/	/	

